

2021年11月8日

在校生・保護者の皆様

学校法人 東京滋慶学園
新東京歯科技工士学校
新東京歯科衛生士学校
学校長 福原 達郎
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の授業形態について

平素は本校の教育に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本校では新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、文部科学省通達「令和3年度後期における専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項」に基づき学内の対応を進めてまいりました。
今後は、「十分な感染対策を講じたうえで、の対面授業の実施など学修者本位の教育活動の実施」を推進する主旨をうけ、現在の感染者数の減少、地域感染レベル、学生のワクチン接種状況、医療提供体制を鑑みて

11月15日(月)からの授業形態について、下記の通り一部変更いたします。

引き続き、感染拡大のリスクを軽減しながら、学生のみなさんの学びを止めることがないように尽力してまいります。何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 学内における対応について

- (1) 座学の授業は、基本としてオンライン授業(リアルタイム配信・オンデマンド配信含む)を継続して実施いたします。座学の対面授業が必要となる場合(定期試験・模擬試験など)には、**教室定員の1/2の人数で実施いたします。**
- (2) 学内にて対面で実施する実技授業は、**教室定員の1/2の人数での実施は解除し、通常人数での実施に戻します。**
実習授業においては、継続してマスク、フェイスシールド(ゴーグル)を着用して実施することを必須といたします。
- (3) 昼食休憩を挟む場合には、十分な距離を取り黙食と時間短縮にて、食事前・後の手指消毒とうがいを行うよう感染防止に努めます。
- (4) これまでと同様に入館時の検温の実施、手指消毒、館内共用スペース並びに授業終了時に教室内の机上の消毒の徹底を図ります。

2. 歯科衛生士学校の臨地臨床実習について

- (1) 歯科衛生士学校2学年を対象とした臨床実習については、通常通り継続いたします。

3. その他

学生本人の体調不良・発熱症状が見られる場合には、登校せず医師の診断を受けてください。欠席免除の取り扱いについては、別途提示します。

※詳細の授業スケジュール・定期試験実施方法については、全学科・学年ごとに担任よりスマホキャンパスにて伝達いたします。

皆さんの学びが止まることがないよう、安心・安全に配慮した対応を行って参りますので、ご理解、ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

以 上